官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件（総務二三〇）　一

告示

○総務省告示第二百三十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の固定資産税から適用する。

平成二十三年六月二十七日

総務大臣　片山　善博

第2章第2節二4⑵中「1月」を「7月」に改め、同節四2中「1月」を「7月」に改める。

第2章第3節二4⑵中「1月」を「7月」に改め、同節四2中「1月」を「7月」に改める。